○ 平成十四年金融庁告示第四十二号(協同組合による金融事業に関する法律第四条の二第八項の規定に基づく従属業務を営む会社が主として 信用協同組合の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を定める件)

(定義)	(定義)
0	
蔵省	
告示第四十九号)は、平成十四年三月三十一日限り廃止する	は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。
融監督庁	大 蔵 省
大	する基準等を定める件(平成十年十一月 告示第四十九号)
のために営む従属業務に関する基準等を定める件(平成十年十一月	金融監督庁
金	組合の従属業務を営む会社が信用協同組合のために営む従属業務に関
一日から適用し、信用協同組合の従属業務を営む会社が信用協同組合	基準等を次のように定め、平成十四年四月一日から適用し、信用協同
務を営んでいるかどうかの基準等を次のように定め、平成十四年四月	れらに類する者の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの
信用組合連合会の行う事業又はその子会社の営む業務のために従属業	む会社が主として信用組合連合会の行う事業又はその子会社その他こ
一号及び同条第六項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として)第十条第一項第一号及び同条第六項の規定に基づき、従属業務を営
関する法律施行規則(平成五年大蔵省令第十号)第三条の八第一項第	組合による金融事業に関する法律施行規則(平成五年大蔵省令第十号
の基準並びに同法第四条の四第六項並びに協同組合による金融事業に	を営んでいるかどうかの基準並びに同法第四条の四第六項並びに協同
して信用協同組合の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうか	して信用協同組合その他これに類する者の行う事業のために従属業務
三号)第四条の二第八項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主と	三号) 第四条の二第八項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主と
協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十	協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十
現行	改正案

関する法律施行規則(以下「規則」という。)第四条第一項第一号社をいい、「信用協同組合集団」とは、協同組合による金融事業に関する法律(以下「法」という。)第四条第一項に規定する子会第一条 この告示において「子会社」とは、協同組合による金融事業

社をいう。

に規定する従属業務をいう。 | 2 第二条において「従属業務」とは、法第四条の二第一項第一号イ | 2

に規定する信用協同組合集団をいう。

3 特定子銀行をいう。 証券仲介専門会社、保険会社、 社」とは、それぞれ法第四条の四第一 第三条から第七条までにおいて「証券専門会社」、「証券仲介専 「特定子銀行」とは 「従属業務」とは、 「保険会社」、 「少額短期保険業者」又は 同条第一 少額短期保険業者又は信託専門会社 規則第四条第一項第一号に規定する 一項第一号に規定する従属業務 項に規定する証券専門会社、 「信託専門会 3

同組合集団のために営む従属業務に関する基準

準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。 同組合集団の行う事業のためにその業務を営んでいるかどうかの基会社が、主として当該信用協同組合又は当該信用協同組合の信用協第二条 法第四条の二第一項第一号の場合において、従属業務を営む

までに掲げるそれぞれの業務(以下「それぞれの業務」という。一 各事業年度において、規則第四条第四項第一号から第二十一号

に関する法律(以下「法」という。) 第四条第一項に規定する子会第一条 この告示において「子会社」とは、協同組合による金融事業

に規定する従属業務をいう。第二条において「従属業務」とは、法第四条の二第一項第一号イ

、同条第二項第一号に規定する従属業務をいう。 介専門会社、保険会社又は信託専門会社をいい、「従属業務」とはれぞれ法第四条の四第一項に規定する銀行、証券専門会社、証券仲証券仲介専門会社」、「保険会社」又は「信託専門会社」とは、そ第三条から第七条までにおいて「銀行」、「証券専門会社」、「

属業務に関する基準) (信用協同組合の従属業務を営む会社が信用協同組合のために営む従

いることとする。

営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たして会社が、主として当該信用協同組合の行う事業のためにその業務を第二条 法第四条の二第一項第一号の場合において、従属業務を営む

行規則(以下「規則」という。)第三条の二第一項第一号から第一 各事業年度において、協同組合による金融事業に関する法律施

安の五十を下回らないこと。 | 合集団(同項第二号に掲げる業務については当該信用協同組合又は当該信用協同組合の信用協同組合集団に属する法人の役職員をは当該信用協同組合の信用協同組合又は当該信用協同組合の信用協同組合又は当該信用協同組合の信用協同組合の信用協同組合の信用協同組合の信用協同組合の信用協同組合の信用協同組合の信用協同組合の信用協同組合の信用協同組合の信用協同組合の信用協同組合の信用協同組合の信用協同組

合からの収入があること。 二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用協同組

準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。て同じ。)の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基(規則第四条第一項第二号に規定する者をいう。以下この条においる項の従属業務を営む会社が、主として信用協同組合に係る集団

下回らないこと。

に属する信組等からのいずれかからの収入があること。合からの収入があり、かつ、当該信用協同組合に係る集団に属する非業年度において、それぞれの業務につき、当該信用協同組

会又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)(信用協同組合連合会等の従属業務を営む会社が信用協同組合連合

を下回らないこと。

で下回らないこと。

で下回らないこと。

を下回らないこと。

を下回らないこと。

を下回らないこと。

を下回らないこと。

を下回らないこと。

を下回らないこと。

の後職員を含む。

及びその子会社
については当該信用協同組合の役職員を含む。

及びその子会社
については当該信用協同組合(同項第二号に掲げる業務
二十一号までに掲げるそれぞれの業務(以下「それぞれの業務」

合からの収入があること。 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用協同

(新設)

会又はその子会社のために営む従属業務に関する基準)(信用協同組合連合会等の従属業務を営む会社が信用協同組合連合

第三条 組合連合会の信用協同組合集団をいう。 営む会社が、 かの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。 において同じ。 る信用協同組合からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割 務については当該信用協同組合連合会又はその子会社等に属する 合が百分の五十を下回らないこと。 法人の役職員を含む。)及び当該信用協同組合連合会の会員であ 合連合会又はその子会社等 各事業年度において、それぞれの業務につき、 信用協同組合連合会又は銀行の営む業務のために従属業務を (当該信用協同組合連合会の特定子銀行又は当該信用協同 主として当該信用協同組合連合会の行う事業又はその)の営む業務のためにその業務を営んでいるかどう (規則第四条第四項第二号に掲げる業 以下この条から第六条まで 当該信用協同組

合連合会又はその特定子銀行のいずれかからの収入があること。二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用協同組

、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。
「学会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は営む会社が、主として当該信用協同組合連合会の行う事業又はその第三条 信用協同組合連合会又は銀行の営む業務のために従属業務を

各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用協同組合連合会の会員である信用協同組合からの収入の額該信用協同組合連合会の会員である信用協同組合からの収入の額当該信用協同組合連合会の役職員を含む。)、その子会社及び当当該信用協同組合連合会の公職員を含む。)、その子会社及び当当該信用協同組合連合会の公職員を含む。)、その子会社及び当当該信用協同組合連合会の公職の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

(新設)

その子会社等のために営む従属業務に関する基準)(証券専門会社等の従属業務を営む会社が信用協同組合連合会又は

本」とあるのは、「当該信用協同組合連合会の子会社である証券専 東務を営む会社が、主として当該信用協同組合連合会の特定子銀行のいずれ でついては、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同 については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同 の営む業務のためにその業務を営んでいるかの基準 第四条 証券専門会社又は証券仲介専門会社の営む業務のために従属

子会社のために営む従属業務に関する基準)(保険会社等の従属業務を営む会社が信用協同組合連合会又はその

門会社又は証券仲介専門会社」

一と読み替えるものとする。

の子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基を営む会社が、主として当該信用協同組合連合会の行う事業又はそ第五条 保険会社又は少額短期保険業者の営む業務のために従属業務

その子会社のために営む従属業務に関する基準)(証券専門会社等の従属業務を営む会社が信用協同組合連合会又は

会社のために営む従属業務に関する基準)(保険会社の従属業務を営む会社が信用協同組合連合会又はその子

ためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第三条のて当該信用協同組合連合会の行う事業又はその子会社の営む業務の第五条 保険会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主とし

険会社又は少額短期保険業者」と読み替えるものとする。ずれか」とあるのは、「当該信用協同組合連合会の子会社である保、同項第二号中「当該信用協同組合連合会又はその特定子銀行のい準については、第三条第一項の規定を準用する。この場合において

の子会社等のために営む従属業務に関する基準)(信託専門会社の従属業務を営む会社が信用協同組合連合会又はそ

大条 信託専門会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主法条 信託専門会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第三条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「三条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「三条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「三条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「三条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「三条第一項の規定を準用する。

のために営む従属業務に関する基準)(信用協同組合連合会の従属業務を営む会社が信用協同組合連合会

同組合連合会の役職員を含む。)及びその会員である信用協同組合合会(規則第四条第四項第二号に掲げる業務については当該信用協営んでいるかどうかの基準は、それぞれの業務を営む会社について、主として当該信用協同組合連合会の行う事業のためにその業務を出た。 法第四条の四第三項の場合において、従属業務を営む会社が

のとする。当該信用協同組合連合会の子会社である保険会社」と読み替えるも組合連合会又はその子会社である銀行のいずれか」とあるのは、「規定を準用する。この場合において、同条第二号中「当該信用協同

の子会社のために営む従属業務に関する基準)(信託専門会社の従属業務を営む会社が信用協同組合連合会又はそ

第六条 信託専門会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主第六条 信託専門会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第三条の規定を準用する。この場合において、同条第二号中「当該信用協同組合連合会の行う事業又はその子会社の営む業第六条 信託専門会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主

のために営む従属業務に関する基準)(信用協同組合連合会の従属業務を営む会社が信用協同組合連合会

用協同組合連合会の役職員を含む。)及びその会員である信用協同営んでいるかどうかの基準は、それぞれの業務を営む会社について合会(規則第三条の二第一項第二号に掲げる業務を営む会社について会がとして当該信用協同組合連合会の行う事業のためにその業務を第七条 法第四条の四第三項の場合において、従属業務を営む会社が